



一 般 質 問

空家等及び特定空家等に対する措置



はやし しょうこ
林 昌子
議 員

ないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態。このいずれかに該当するものをいう。

質問 空家に対する苦情件数は。

質問 平成26年11月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「特措法」といふ)が公布されましたが、空家等と特定空家等の法に定義されている解釈について。

答弁 (経済建設部長) 空家

等とは、建築物またはこれに附属する工作物であつて、居住その他の使用がなされてないことが常態であるもの及びその敷地。特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態。著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われ

政側で取り壊し、除去が可能。また固定資産税が6分の1になる減免がなくなる。

答弁 (村長) 特措法の中で市町村長の権限がかなり認められ、立ち入り調査権も与えられている。空家と特定空家の分別を把握し、データベース化をして早目の対応をし、住民の安全・安心な生活を目指していきたい。

質問 特措法の制定に伴い、美浦村環境美化条例の見直しの考えは。

答弁 (経済建設部長) 特措法の中に空家、特定空家に対する考えが細かく規定されているので、今のところ考えていない。

活動は。

答弁 (保健福祉部長) 現在2基あるが、7月から実施できるよう貸し出し要綱等を整備している。ホームページや広報等に貸し出し等の案内を掲載予定。イベント主催団体等への利用のお知らせをする。また、利用目的が分かるよう、掲示板、のぼりを立てる。子育て支援センターや関係部局などに、きめ細かい周知方法をしていく。

移動式赤ちゃんの駅

質問 進捗状況と今後の啓発



美浦村の赤ちゃんの駅